

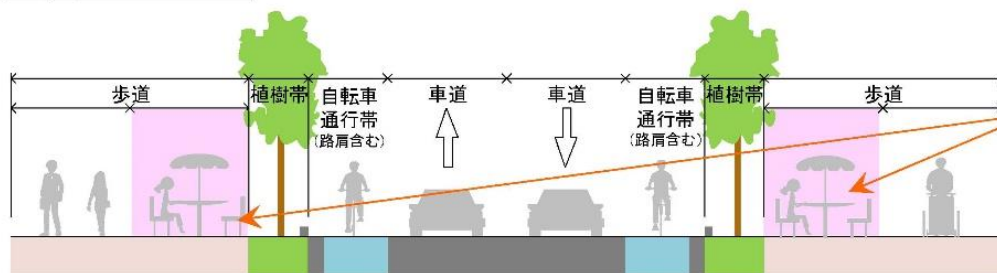
高千穂通りにおける「歩行者利便増進道路 (ほこみち)」と「まちなかウォークブル推進事業」について



ほこみちとは

賑わいのある道路の構築のための道路の指定制度です。

制度のPoint



Point①

歩道等の中に“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能

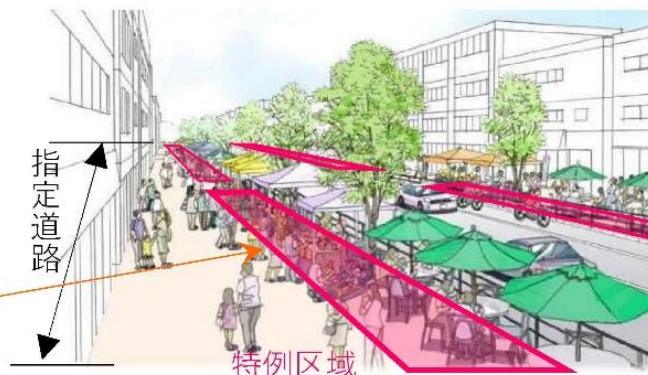
Point②

特例区域では道路空間の活用を柔軟に許可

Point③

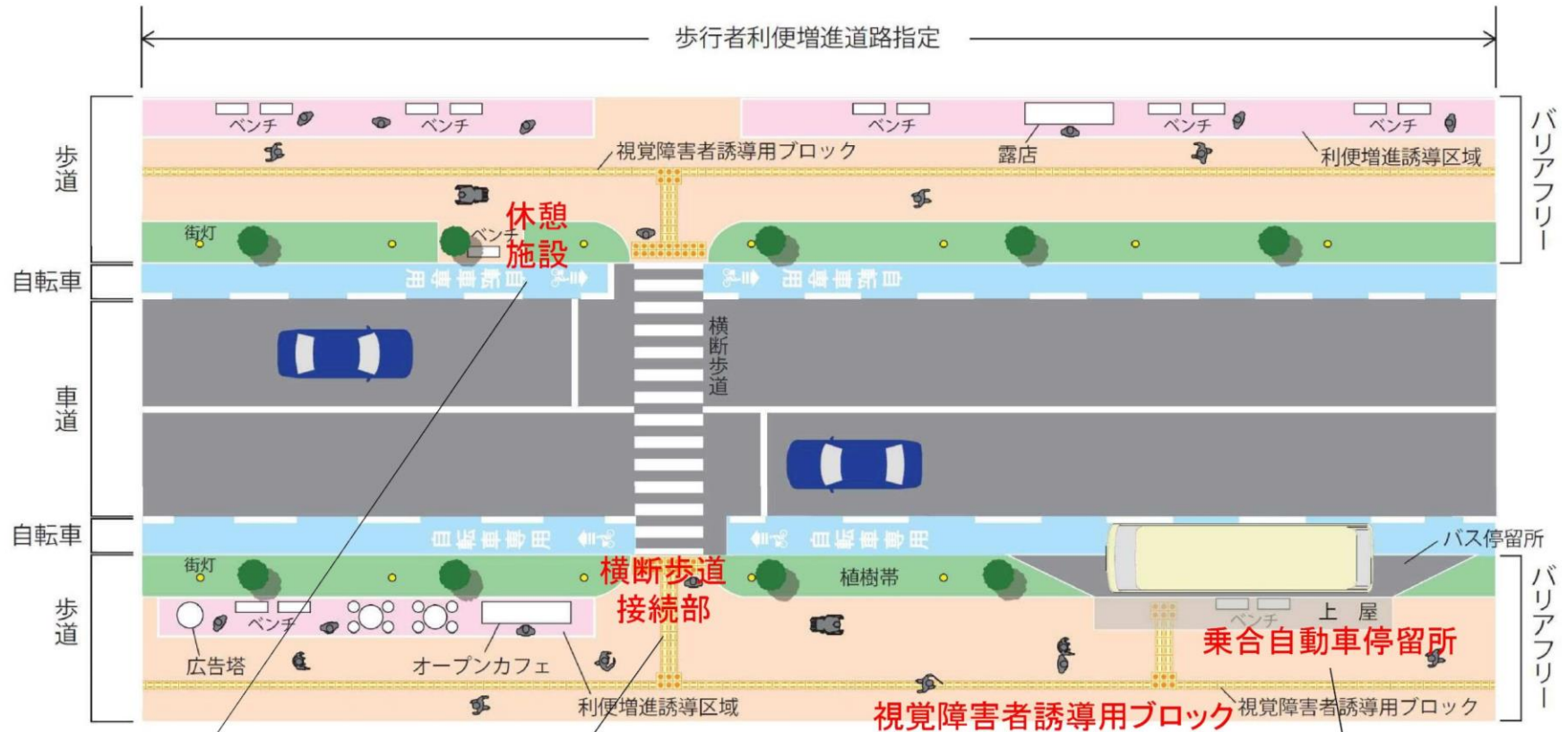
道路空間を活用する者の公募による選定が可能
その場合、最長20年の占用が可能 ※1

※1 通常の占用許可 (5年)



道路構造基準〈平面〉(道路構造令第41条関係)

【新たな構造基準のイメージ】



バリアフリー基準

- ・適当な間隔でベンチ、上屋を設置

バリアフリー基準

- ・横断歩道接続部の高さ 2cm(標準)

バリアフリー基準

- ・視覚障害者の移動等円滑化のために必要な箇所

バリアフリー基準

- ・乗合自動車停留所の歩道等の高さ 15cm(標準)
- ・ベンチ及び上屋を設ける

歩行者利便増進施設等は、設けられる**施設の種類**、**設置の要件**が決められています。(道路法施行令第16条の2関係)

【1】歩行者利便増進施設等の種類

・歩行者利便増進施設等は、**歩行者の利便の増進に資する施設**として定める以下のものです。

- ア. 広告塔、看板
- イ. ベンチ、街灯
- ウ. 標識、旗ざお、幕、アーチ
- エ. 食事施設、購買施設
- オ. レンタサイクル用の自転車駐車器具
- カ. 集会、展示会等、催しのために設けられるもの
 - ・ 広告塔、露店、商品置場、看板、旗ざお、幕、アーチ

【2】歩行者利便増進施設等の要件

・歩行者利便増進施設等の占有特例が適用されるためには、以下の**全ての要件に該当**する必要があります。

- ア. 利便増進誘導区域内に設けられるものであること
- イ. 歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となる清掃などの措置が講じられていること
- ウ. 道路法第33条第1項の政令で定める基準に適合すること



看板 (デジタルサイネージ) (新宿区)



看板 (三宮中央通り・神戸市)



ベンチ (神戸市)



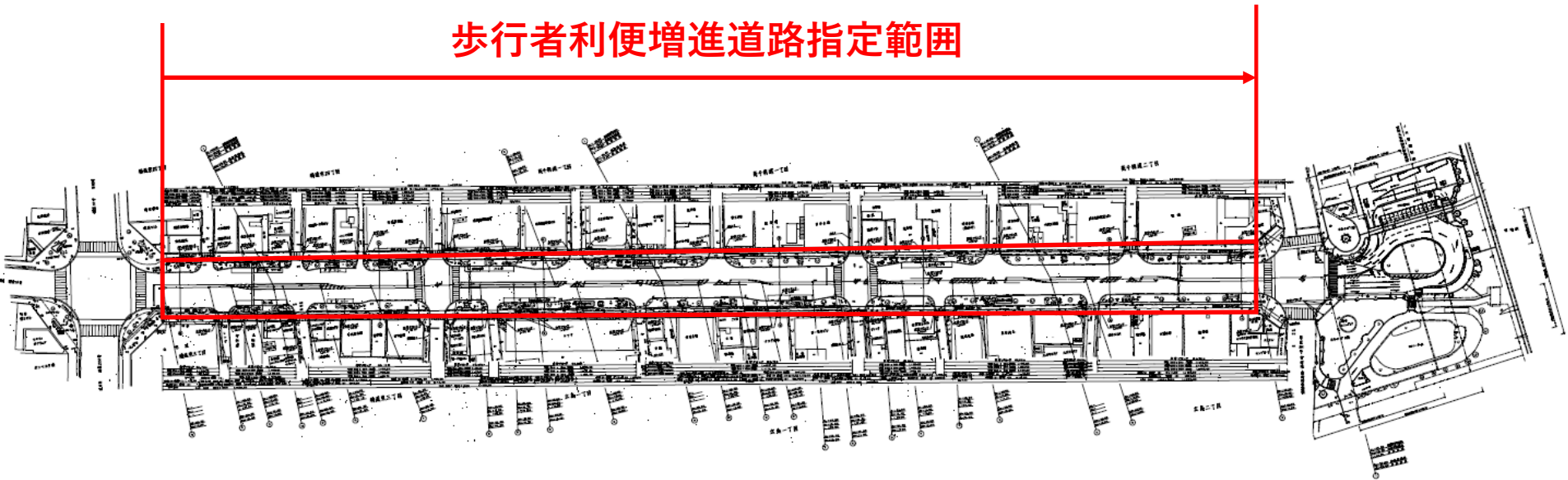
食事施設 (すわろうテラス・札幌市)



自転車駐輪器具 (新潟市)

高千穂通りにおける歩行者利便増進道路の指定（案）

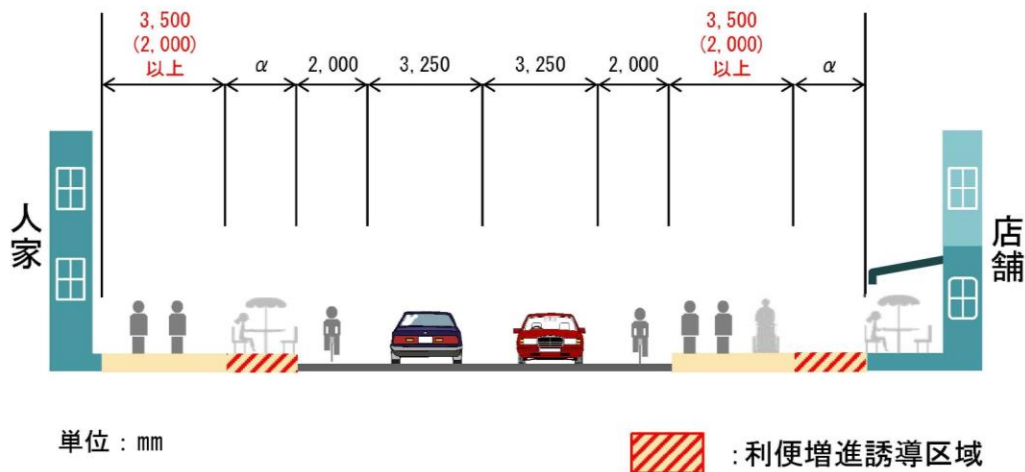
歩行者利便増進道路指定範囲



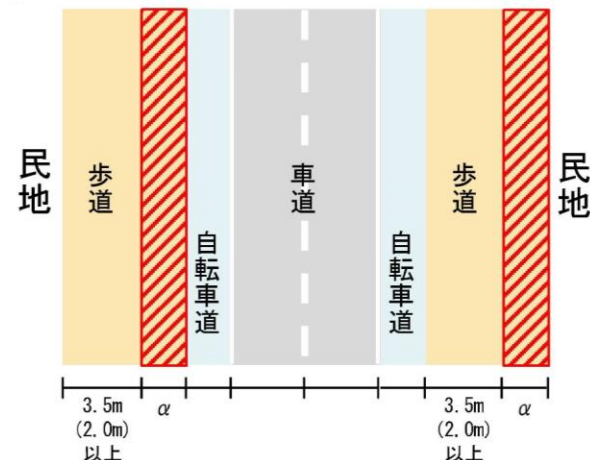
利便増進誘導区域を歩道に指定する場合は、以下を参考にしてください。 (道路法第33条第2項関係)

【指定の考え方】

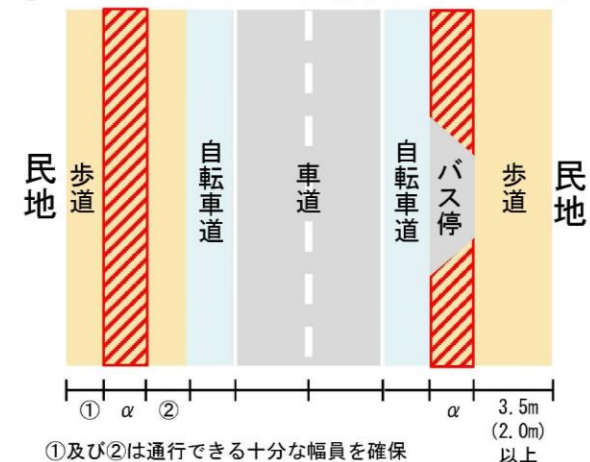
- 道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」）第11条第3項に規定されている幅員（歩行者の交通量が多い道路は**3.5m以上**、その他の道路は**2m以上**）を確保した上で、区域を指定。
- 沿道の利用状況に応じて、区域を指定。ただし、バス停や右折レーンにより歩道幅員が変化する区間については、歩行者の円滑な通行確保の観点から、動線を障害しないように区域を指定。



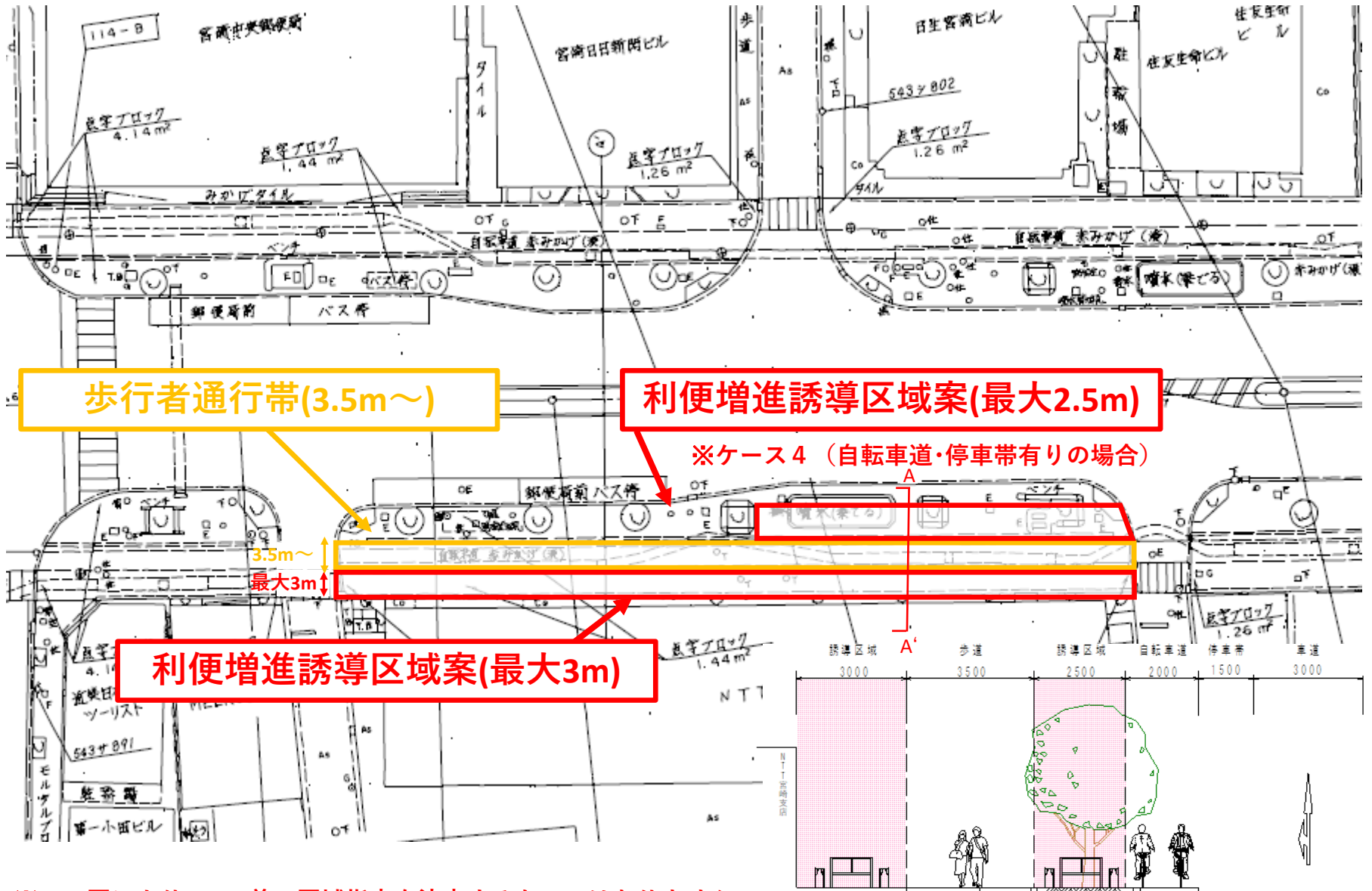
①-1 歩道幅員の変化がない場合



①-2 歩道が広い、幅員の変化がある場合



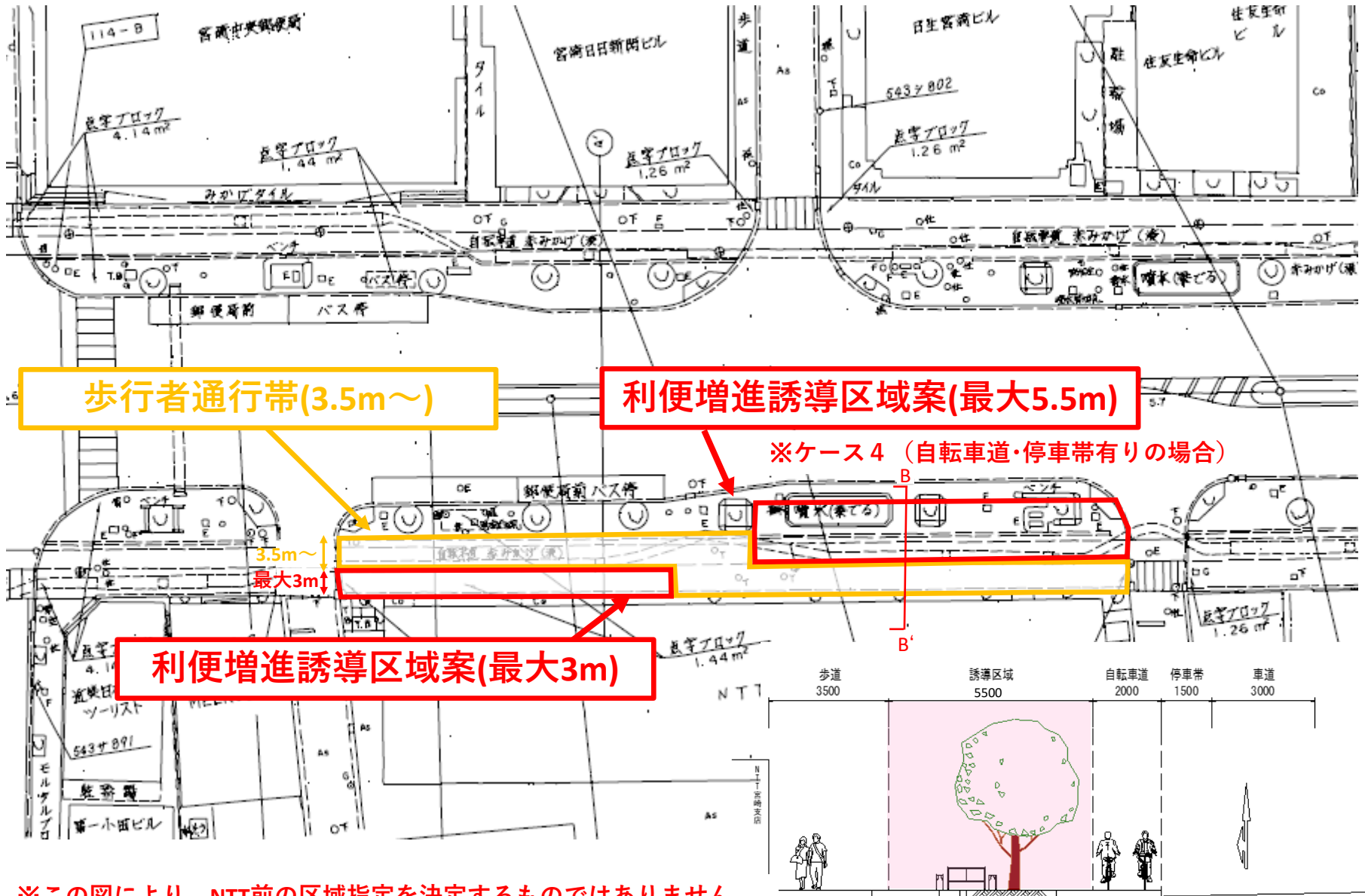
利便増進誘導区域指定イメージ (A案)



※この図により、NTT前の区域指定を決定するものではありません。

A-A'断面

利便増進誘導区域指定イメージ (B案)



※この図により、NTT前の区域指定を決定するものではありません。

B-B'断面

まちなかウォーカブル推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等

●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金） ●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助） いずれも国費率：1 / 2

施行地区

次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、**都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

- ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等 ※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
- ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
- ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

対象事業

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業※ 等

※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

事業のイメージ

● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
- 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）

● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

● 既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open

- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査



滞在快適性等向上区域（ウォーカブル区域）

- 「滞在快適性等向上区域」は、都市再生整備計画の中で市町村が指定する区域（通称「ウォーカブル区域」）。
- 令和2年の法改正で、まちなかにおける「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進するため、歩道を拡幅、都市公園に交流の拠点を整備、建物低層部をガラス張り化するなど、その区域の**快適性・魅力向上を図るための整備などを重点的に行う必要がある区域**として新設。
- 区域内では、観光客やオフィスワーカー、高齢者や障害者の方々、若者や子育て世代など、まちに住み、又は訪れる様々な人々が満足できるような**「居心地が良く歩きたくなる」空間づくり**を目指す。

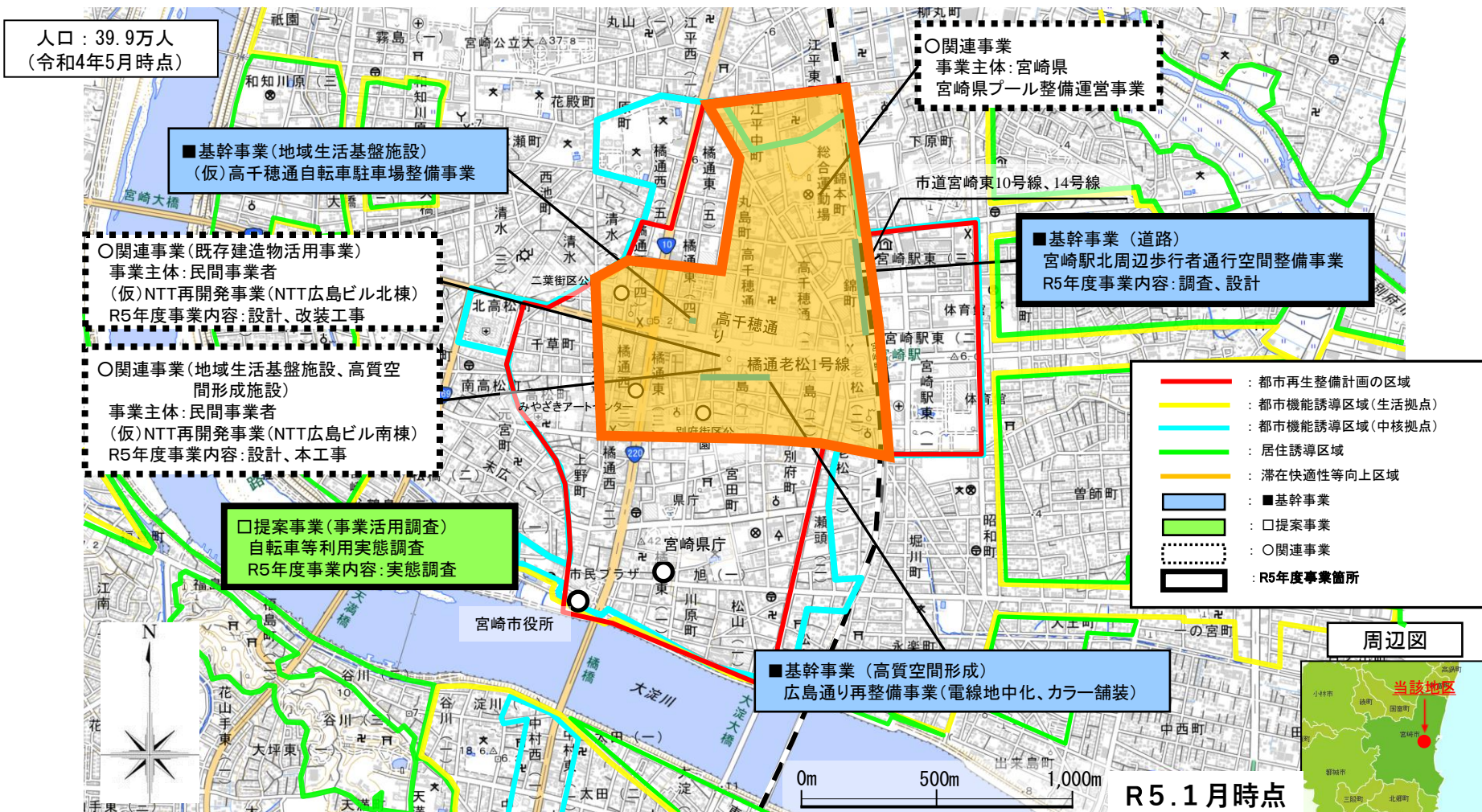


宮崎市中心市街地地区まちなかウォーカブル推進事業(宮崎県宮崎市)

◆事業概要:安全で快適な歩行空間の実現のため、市道の高質化を含めた再整備及び路上駐輪対策としての自転車駐車場の整備を行い、官民一体となった滞在空間の整備によりまちなかの魅力の向上を図る。
※立地適正化計画公表時期:令和2年6月

◆事業主体:宮崎市 ◆面積:223ha (滞在快適性等向上区域 93.7ha) ◆交付期間:令和5年度~令和9年度

◆全体事業費:426.7百万円 交付対象事業費:426.7百万円(国費:213.3百万円) ◆国費率:49.99%(ウォーカブル推進計画関連)



歩きたくなる空間の創出

■ 街路等の広場化



■ 道路・公園・広場の整備、改修・改変



■ 街路等の芝生化・高質化

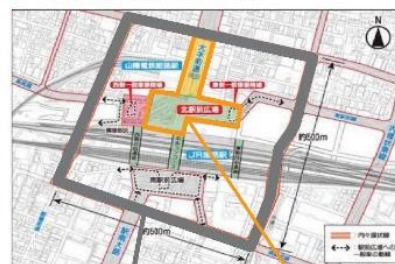


■ 駐車場出入口付替



ウォーカブル区域側の駐車場出入口を閉鎖

■ 外周道路等の整備



環状道路の整備による通過交通の分散



■ 外観修景



歩行者目線の1階をまちに開放

■ グラウンドレベル修復整備



建物1階部分を透明化し、
まちとの一体感を提供

■ 既存建造物リノベーション



空き店舗を改修し、
開かれた1階部分に地域拠点を形成

既存ストックの多様な主体による多様な利活用

■ 街路空間の利活用



■ 公共空間利活用施設整備



給排水
設備



電源
設備

開かれた空間の滞在環境の向上

■ 滞在快適性向上施設



ストリートファニチャーの設置

■ 社会実験・コーディネート・運営支援



パークレット社会実験



合意形成に向けたコーディネート

○歩行者利便増進道路と滞在快適性等向上区域を併用し、
官民一体で「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出を推進

歩行者利便増進道路

- ① 車線を減らして歩道を広げるなど、歩道等の中に(通行区間とは別に)歩行者の滞留・賑わい空間を整備することが可能
⇒公共: 交付金による重点支援
- ② カフェやベンチの設置など、占用制度を緩和
⇒“無余地性”※1基準が除外され、占用物が置きやすく
※1) 無余地性=道路区域外にその占用物を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占用を許可する、という基準
⇒実質的に20年の占用が可能、多額の初期投資が必要な物件も設置しやすく(占用公募を行う場合※2。通常は5年。)
※2) 公募が行われない場合でも、道路協力団体による占用であれば許可に代わって協議で占用可

滞在快適性等向上区域

- ③ 公共による道路の修復・改変と民間によるオープンスペースの提供など、官民一体による公共空間の創出が可能
⇒公共: 交付金(国費率の嵩上げ等)
民間: 税制特例、補助金
- ④ 区域内の特定の道路について、駐車場出入口の設置を制限することが可能
- ⑤ イベント実施時などに都市再生推進法人が道路の占用・使用手続等を一括して対応



両制度を併用すると…相乗効果大

- i. 歩行者の利便増進のための道路整備や、その周辺で民間によるオープンスペースが提供されるなど、エリア内でまちづくりが行いやすくなる。
- ii. カフェ、ベンチ等の道路の占用について、占用基準・期間の緩和、都市再生推進法人による手続面のサポートにより、空間活用が行いやすくなる。
- iii. 歩行者の利便増進が図られた道路沿いの駐車場の出入口の設置制限により、エリア内の安全性や快適性が向上する。